

# 消火器の規格や点検基準が改正されました NO.1

老朽消火器の破裂事故が多発し、お年寄りの方や子供達に被害が及んだことを受けて消火器の使用期限や廃棄時の連絡先等の注意事項表示が義務付けられるとともに消火器の定期点検において**耐圧機能点検**が導入されました

## 1 9項目の安全上の注意事項表示が義務付けられました

- 1 業務用・住宅用の使用区分
- 2 加圧式・蓄圧式の区分
- 3 適応火災・使用方法の絵表示
- 4 使用年限(製造後10年)の表示
- 5 耐圧性能点検実施に関する事項
- 6 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 7 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 8 点検実施期間に関する事項
- 9 廃棄時に関する事項

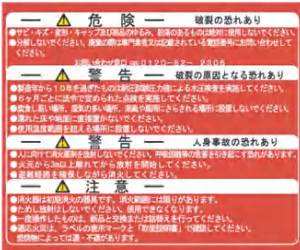


初田製作所の消火器を参考にいたしております

国際規格に準じた適応火災の絵表示

業務用消火器の表示  
使用期限の表示

蓄圧または加圧の区別



耐圧性能点検に関する事項  
使用時の安全な取扱いに関する事項  
維持管理上の適切な設置場所に関する事項  
点検実施機関に関する事項  
廃棄に関する事項

# 消火器の規格や点検基準が改正されました N0.2

## 2 旧型消火器の取扱い

平成23年施行後より11年間は特例として設置が認められます。

## 3 点検基準の改正について

外観点検は従来どおり

機器点検のうち内部点検及び機能点検の時期は下表の通り

方式	改正前	改正後	耐圧性能点検
加圧式	製造から3年を経過したもの	変更無し	製造年から10年を経過したものは耐圧義務 但し施行日に10年を経過したものは平成26 年3月31日までにこなう事
蓄圧式	製造から3年を経過したもの	製造から5年を経過したもの	耐圧試験を実施した消火器はその後3年に1 回耐圧試験が必要です

消火器の外形点検において本体容器に腐食等が認められたものは上記時期に係わらず機器点検を行なう必要があります。

